

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	母子保健法関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平群町は、母子保健法関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健法関連事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、委託先との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

平群町長

公表日

令和7年2月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による相談、支援、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、保健指導、新生児の訪問指導、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導、低体重児の届出、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給及び徴収、こども家庭センターの事業の実施に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 ①の中の妊娠の届出に係る申請については、窓口及び奈良県電子自治体共同運営システムにて行う。
③システムの名称	健康管理システム(母子保健)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、奈良県電子自治体共同運営システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表の70項並びに母子保健法
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 【情報提供】 第2条の表42、80、125、161の項 【情報照会】 第2条の表95、96の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務防災課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康保険課

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う、やむを得ず住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行う、など「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)に従い、複数人での確認を徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分おこなっている。 ○複数人での確認をおこなう事例 ・提供された本人情報のデータベース上への登録 ・鍵付きキャビネットでの書類保管 ・文書保存年限経過後の書類廃棄	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月19日	I－1－②事務の概要	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、 母子健康手帳の交付に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届 データ提供	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、 母子健康手帳の交付に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届 データ提供 ①の中の妊娠の届出に係る申請については、 窓口及び奈良県電子自治体共同運営システム にて行う。	事前	個人番号を連携利用するシス テムの追加であるため、事前 に提出する。
平成30年2月19日	I－1－③システムの名称	健康管理システム(母子保健)	健康管理システム(母子保健)、団体内統合宛 名システム、中間サーバー、奈良県電子自治体 共同運営システム	事後	見直しによる追記
平成30年2月19日	I－2特定個人情報ファイル 名	健康管理ファイル	健康管理ファイル、宛名情報ファイル	事後	見直しによる追記
平成30年2月19日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二 56の二、70の項 並びに母子保健施行規則	番号法第19条7号、同法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による保 健指導等に関する情報」が含まれる項(26、56 の2、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村町」の項のう ち、第二欄(事務)が「母子保健法による費用の 徴収に関する事務であって主務省令で定めるも の」である項 (70の項)	事後	見直しによる追記
平成30年2月19日	I－5－②所属長	健康保険課	健康保険課長 辰巳 育弘	事後	見直しによる追記
平成30年2月19日	I－7特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	平群町長	総務防災課	事後	見直しによる変更
平成30年2月19日	I－8特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	平群町総務防災課	健康保険課	事後	見直しによる変更
平成30年2月19日	Ⅱ－11いつの時点の計数か	平成26年11月1日時点	平成30年1月31日時点	事後	見直しによる変更
平成30年2月19日	Ⅱ－21いつの時点の計数か	平成26年11月1日時点	平成30年1月31日時点	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	I－5－②所属長	健康保険課長 辰巳 育弘	健康保険課長	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	Ⅱ－11いつの時点の計数か	平成30年1月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	Ⅱ－21いつの時点の計数か	平成30年1月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	Ⅳリスク対策	－	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追 加
令和2年2月27日	I－1－②事務の概要	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、 母子健康手帳の交付に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届 データ提供 ①の中の妊娠の届出に係る申請については、 窓口及び奈良県電子自治体共同運営システム にて行う。	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、 母子健康手帳の交付、保健指導、新生児の訪 問指導、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指 導、低体重児の届出、養育医療の給付又は養 育医療に要する費用の支給及び徴収、母子健 康包括支援センターの事業の実施に関する事 務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届 データ提供 ①の中の妊娠の届出に係る申請については、 窓口及び奈良県電子自治体共同運営システム にて行う。	事前	見直しによる変更及び番号法 第19条第8号の規定により行 う情報連携の対象となるため
令和2年3月27日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条7号、同法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による保 健指導等に関する情報」が含まれる項(26、56 の2、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村町」の項のう ち、第二欄(事務)が「母子保健法による費用の 徴収に関する事務であって主務省令で定めるも の」である項 (70の項)	番号法第19条7号、同法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による保 健指導等に関する情報」が含まれる項(26、56 の2、69の2、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村町」の項のう ち、第二欄(事務)が「母子保健法による費用の 徴収に関する事務であって主務省令で定めるも の」である項 (69の2、70の項)	事前	番号法第19条第8号の規定に より行う情報連携の対象なる ため
令和4年11月11日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	見直しによる変更
令和4年11月11日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第8号、同法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による保 健指導等に関する情報」が含まれる項(26、56 の2、69の2、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村町」の項のう ち、第二欄(事務)が「母子保健法による費用の 徴収に関する事務であって主務省令で定めるも の」である項 (69の2、70の項)	番号法第19条第8号 同法別表第二 【情報提供】26、56の2、69の2、87の項 【情報照会】69の2、70項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】19、44条 【情報照会】39条	事後	法令の追加
令和4年11月11日	Ⅱ－11いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	見直しによる変更
令和4年11月11日	Ⅱ－21いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	見直しによる変更
令和7年2月3日	I－1－②事務の概要	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、 母子健康手帳の交付、保健指導、新生児の訪 問指導、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指 導、低体重児の届出、養育医療の給付又は養 育医療に要する費用の支給及び徴収、母子健 康包括支援センターの事業の実施に関する事 務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届 データ提供 ①の中の妊娠の届出に係る申請については、 窓口及び奈良県電子自治体共同運営システム にて行う。	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 ①母子保健法による相談、支援、健康診査、妊 娠の届出、母子健康手帳の交付、保健指導、 新生児の訪問指導、妊産婦の訪問指導、未熟 児の訪問指導、低体重児の届出、養育医療の 給付又は養育医療に要する費用の支給及び徴 収、 こども家庭センター の事業の実施に関する 事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届 データ提供 ①の中の妊娠の届出に係る申請については、 窓口及び奈良県電子自治体共同運営システム にて行う。	事後	内容見直しによる変更
令和7年2月3日	I－3個人番号の利用・法令 上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第49項 並びに 母子保健法	行政手続きにおける特定の個人を識別を識別 するための番号の利用等に関する法律 第9条 第1項、別表の70項並びに母子保健法	事後	内容見直しによる変更
令和7年2月3日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第8号 同法別表第二 【情報提供】26、56の2、69の2、87の項 【情報照会】69の2、70項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】19、44条 【情報照会】39条	行政手続きにおける特定の個人を識別を識別 するための番号の利用等に関する法律第19条 第8号に基づく利用特定個人情報の提供に關 する命令 【情報提供】第2条の表42、80、125、161の 項 【情報照会】第2条 の表95、96の項	事後	内容見直しによる変更
令和7年2月3日	Ⅱ－1対象人数－いつ時点の 計数か	令和4年11月1日	令和7年1月1日 時点	事後	内容見直しによる変更
令和7年2月3日	Ⅱ－2取捨番数－いつ時点の 計数か	令和4年11月1日	令和7年1月1日 時点	事後	内容見直しによる変更
令和7年2月3日	Ⅳ－8人手を介在させる作業	－	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追 加
令和7年2月3日	Ⅳ－11最も優先度が高いと 考えられる対策	－	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追 加